

(中小企業信用保険法第2条第5項第5号(イ)の規定に基づく認定)

対 象

業況の悪化している業種に属する中小企業の方

認定要件

次の各項目に該当すること。

- 1 経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を行っていること。
- 2 1年3か月未満の事業者。
- 3 最近1か月における指定事業の売上高が企業全体の売上高の5%以上を占めており、かつ企業全体と指定事業それぞれの最近1か月の売上高がその直前の3か月の月平均売上高に比して5%以上減少していること
- 4 法人の本店所在地又は個人事業主の事業所が原則目黒区であること。

認定を受ける効果

- 1 信用保証協会の「経営安定関連保証」の申請が可能になります。

有担保保証	2億円
無担保保証	8,000万円

- 2 責任共有制度の対象となります。
(保証協会が80%保証)

*** 決算申告書一式(原本またはコピー)の提示及び①～⑤のコピーを提出してください。**

- ① 確定申告書表紙(税務署受付印があるもの)
- ② 損益計算書
- ③ 貸借対照表
- ④ 法人事業概況説明書(両面)(ある場合のみ)
- ⑤ 電子申告の場合「メール詳細」

必要書類

No.	法 人	個 人
1	A 申請書----- 1枚(所定の様式) B 売上高一覧----- 1枚(所定の様式)	
2	商業登記履歴事項全部証明書のコピー ※原本を提示のこと(発行日から3か月以内)	
3	・申告が終わっている場合 決算申告書	・申告が終わっている場合 確定申告書(原本及びコピー) ※税務署受付印(電子申告の場合「メール詳細」)があるもの
4	全ての指定業種を営んでいることを確認できる書類 取り扱っている製品・サービス等を確認できる書類、ホームページの画面コピーなど	
5	売上高を確認できる書類 C 最近1か月及びその直前の3か月の売上げ明細がわかるもの (例) R6年12月に申請する場合 ○ <u>R6年8月～11月の4か月分月次の試算表又は売上台帳のコピー等</u>	
6	許認可等を必要とする業種の場合 許可・認可・免許・登録等を証明する書類のコピー	
7	従業員数の確認できる書類 資本金が製造業等で3億円、卸売業で1億円、小売業・サービス業で5千万円を超える場合は、「労働保険・増加概算・確定保険料申告書」、「法人事業概況説明書」のコピー等	

認定書の発行 申請書を受理してから認定書を発行するまでに数日かかります。

問い合わせ先 目黒区産業経済・消費生活課 経済・融資係 TEL 5722-9879(直通)

(R6.12.1)